

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る							担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課長 阿萬 哲也			
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
1 最低居住面積水準未達率	4.2%	平成25年	4.2%	-	-	-	-	早期に解消	平成32年	健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)に基づき、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。					
2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①42% ②37%	平成25年	①42% ②37%	-	-	-	-	①47% ②45%	平成32年	世帯全体では約半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、引き続き子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを旨とし、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成37年)、大都市圏:50%(平成37年))に基づき、現況値と平成37年度未までの目標値との差を按分し、平成32年度未までの数値を形式的に設定したものの。					
3 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	-	-	-	-	-	84%	集計中	平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割	-	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(平成28～平成37の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割)を設定したものの。					
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.1%	平成26年	-	2.1%	2.2%	2.4%	集計中	3.1%	平成32年	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(4%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したものの。					
5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77%	平成26年度	-	77%	78%	77%	78%	84%	平成32年度	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(90%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したものの。					
6 都市再生機構団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地を対象)の地域の医療福祉拠点化	0団地	平成27年度	-	-	0団地	6団地	22団地	100団地程度 ※平成37年度までに150団地程度	平成32年度	団塊世代が後期高齢者となる平成37年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のUR団地の再編等に合わせ、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。 大都市圏のUR団地(おおむね1,000戸以上の約200団地)を対象に医療福祉拠点化に取り組みることとしているが、中期目標期間(平成26～30年)の5年間でその半分である100団地程度で取り組みに着手し、平成32年度までに100団地程度、平成37年度までに150団地程度の拠点を形成することとする。					
7 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合	0割	平成26年度	-	0割	0.3割	2.1割	4.5割	おおむね8割	平成37年度	空き家対策の展開を促進する指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(おおむね8割(平成37年))を設定。					
8 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	318万戸	平成25年	318万戸	-	-	-	-	400万戸程度におさえる	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(平成37年))から設定。					
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)											
(1) 公的賃貸住宅の管理等(平成18年度)	0001	14,819 (14,393)	10,147 (10,019)	11,849 (11,127)	10,622	平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減や既設公営住宅の復旧事業を実施するとともに、公営住宅整備事業をはじめとする住宅建設事業の効率的かつ効果的な推進のための調査を実施	1.2	補助対象戸数 最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。							
(2) 公営住宅整備等事業(平成26年度)	0002	2,310 (2,269)	2,416 (2,394)	2,960 (1,597)	1,600	既存の公営住宅等について、大規模な改修と併せて、地域の住民も利用可能な子育て支援施設や高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対する支援及び、公営住宅法に基づき災害において滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸するために公営住宅を建設等する場合の工事費の補助を実施。	1	福祉連携型公的賃貸住宅改修事業を実施している団地数 地方公共団体による早期の災害公営住宅整備を支援する							
(3) 住宅金融支援機構(平成19年度)	0003	25,425 (23,800)	24,303 (23,624)	25,310 (25,310)	25,132	民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を通じて、省エネルギー性に優れた住宅の供給促進及び地方公共団体と連携して、子育て環境の整備促進等を行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.25%の金利引下げ、平成29年4月より、フラット35子育て支援型(子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政支援とあわせてフラット35の金利引下げ)当初5年間0.25%の金利引下げ及びフラット35の9割超融資の0.25%の金利引下げ(平成24年度以前申込分)。	1	-							
(4) 都市再生機構出資金(平成26年度)	0004	12,238 (12,238)	11,248 (11,248)	7,732 (7,732)	6,200	機構が、既存機構賃貸住宅のバリアフリー化や住棟の耐震化等の事業を実施することで、機構賃貸住宅ストックの有効活用、市場の需要に適合した住宅の提供及びストック再生・再編事業の円滑化を図るとともに、ストック再生・再編により生み出される整備敷地等を活用した医療・介護・子育て施設等の誘致と合わせて地域医療福祉拠点化を推進する。	6	-							

(5) 重層的セーフティネット構築支援事業(平成27年度)	0013	230 (210)	210 (198)	450 (397)	650	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正住宅セーフティネット法)が平成29年4月に公布、同年10月に施行されたことを踏まえ、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、改正住宅セーフティネット法に基づく新たな制度の周知・普及等に関する取組み等に要する費用に対し、定額補助を行う。 また、公営住宅に係るPPP/PFIの事業提案を行う民間事業者等による調査に要する費用やサービス付き高齢者向け住宅の登録状況に係る調査・分析に要する費用、民間賃貸住宅に係るトラブルを未然防止するための研修に要する費用等に対し、定額補助を行う。	2.4	公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る補助実施数 居住支援協議会の活動支援に係る補助実施数 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数 平成32年度までに居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体に占める割合を80%に引き上げる。 公営住宅分野において、平成28から平成30年の期間内に、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化する。 最低居住面積水準未滿世帯の早期解消を目指す。
(6) 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(平成30年度)	新30-0002	-	-	-	300	空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、金融などの専門家等と連携した相談体制を構築する取組を支援する。また、空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体のケーススタディとして蓄積する取組、全国の多様な取組事例について情報共有を行う取組等、共通課題の解決に向けた取組を支援する。これら取組の成果は公表し、全国の市区町村等への展開を図る。	8	人材育成と相談体制の整備を行う団体数 空き家の発生抑制など共通課題の解決に向けた取組を行う団体数 37年度までに全市区町村の概ね8割が空き家対策計画を策定する。
(7) 空き家対策総合支援事業(平成28年度)	0115	-	727 (713)	2,691 (2,531)	3,473	空き家等対策計画の策定及び空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携する等の総合的な空き家対策であることを要件に、市町村等による空き家の活用や除却等の取組を支援を行う。	8	空き家対策総合支援事業を実施している市区町村数 37年度までに全市区町村の概ね8割が空き家対策計画を策定する。
(8) 地域居住機能再生推進事業(平成25年度)	0116	25,668 (25,645)	52,151 (51,015)	47,040 (46,861)	26,700	地方公共団体、地方住宅供給公社等が地域毎に協議会(地域居住機能再生協議会)をつくり、関係者の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建て替えをPFIの手法も活用しつつ実施するとともに、集約化により創出した団地余剰地への子育て支援施設、サービス付き高齢者向け住宅や医療・福祉施設等の導入等により、地域全体の居住機能を再生するための支援を行う。	3	地域居住機能再生推進事業を実施している地区数 平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。
(9) 住宅市街地総合整備促進等事業(平成6年)	0113	17,482	12,467	13,251	12,476	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等を図るため、住宅やコミュニティ施設などの整備、道路・公園などの公共施設の整備や土地利用の共同化、高度化に資する優良建築物等の整備に対して支援を行う。(補助率1/2、1/3等)。なお、地方公共団体向けの支援については、原則、社会資本整備総合交付金に移行。	3	住宅市街地総合整備事業及び優良建築物等整備事業の事業実施地区数 平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。
施策の予算額・執行額		49,439 (46,444)	50,796 (40,068)	59,839	38,254	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								